

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

「しつけ」と称しての暴力や食事を与えないなどにより保護者が我が子を死に迫いやる児童虐待事件を防ぐため、国は虐待の発生防止や早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として後を絶たない状況です。

特に、昨年3月の東京都目黒区での女兒虐待死事件や、今年1月の野田市での女兒虐待死事件は児童相談所・学校・教育委員会や警察も把握していながら、情報の共有が出来ていなかったことなども重なり児童の命を救うことが出来ませんでした。また、その後も若い児童の命が虐待により奪われる事件が発生しています。

そこで、第198回通常国会に提出された児童虐待防止対策の強化を図るための「児童福祉法等改正案」は成立を致しましたが、下記の事項につき、さらなる取り組みの強化を求めます。

1. 「しつけによる体罰は許さない！」という認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めること。
2. 学校においては、教員などが家庭での虐待をいち早く察知することが出来る研修を徹底するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
3. 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
4. 児童相談所の職員配置を含めた体制の強化と、DV被害者支援を行う相談所等との連携を図り、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月28日

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿
厚生労働大臣	根本	匠	殿
文部科学大臣	柴山	昌彦	殿
法務大臣	山下	貴司	殿
国家公安委員長	山本	順三	殿

藤 枝 市 議 会
議 長 藪 崎 幸 裕